その他撤去に係る費用		施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
	メタルケーブルに係るもの	施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
管理共通費		施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
合計		施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
合　　計									
備　　考									

［注１～５　略］

６　「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第２号イ及びロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

その他撤去に係る費用		施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
		施行規則第14条第２号ハに係るもの							
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
		施行規則第14条第２号ハに係るもの							
	メタルケーブルに係るもの	施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
		施行規則第14条第２号ハに係るもの							
管理共通費		施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
		施行規則第14条第２号ハに係るもの							
合計		施行規則第14条第２号イに係るもの							
		施行規則第14条第２号ロに係るもの							
		施行規則第14条第２号ハに係るもの							
合　　計									
備　　考									

［注１～５　同左］

６　「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第２号イ、ロ及びハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。